別表第四島根の款松江の項管轄区域の欄中「、八束郡」を削り、同款出雲の項管轄区域の欄中「、簸川郡」を削る。

別表第五岩手の款一関の項管轄区域の欄中「、東磐井郡」を削り、同表栃木の款管轄区域の欄中「栃木市」の下に「(鹿沼公共職業安定所の管轄区域を除く。)」を加え、同款鹿沼の項管轄区域の欄を次のように改める。

| |
|---|
| 栃木市のうち西方町、鹿沼市 |

別表第五千葉の款千葉南の項管轄区域の欄中「、蘇我町一丁目」を「、蘇我三丁目、蘇我四丁目、蘇我五丁目」に改め、同表島根の款松江(隠岐の島)(安来)の項管轄区域の欄中「、八束郡」を削り、同款出雲の項管轄区域の欄中「、簸川郡」を削る。

**附　則**

この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一　別表第四島根の款松江の項並びに別表第五島根の款松江(隠岐の島)(安来)の項及び千葉の款の改正規定　平成二十三年八月一日

二　別表第四岩手の款及び別表第五岩手の款の改正規定　平成二十三年九月二十六日

三　別表第四栃木の款及び島根の款出雲の項並びに別表第五栃木の款及び島根の款出雲の項の改正規定　平成二十三年十月一日

**○厚生労働省令第百号**

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第四十八条第一項の規定に基づき、厚生労働省関係総合特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年八月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省関係総合特別区域法施行規則

1

総合特別区域法(以下「法」という。)第四十八条第一項の規定による認可を受けようとする選定事業者である法人(同項に規定する選定事業者である法人をいう。)は、老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)第二条第一項各号(第四号及び第八号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において単に「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において単に「中核市」という。)においては、当該指定都市又は中核市の長。次項において同じ。)に提出しなければならない。

2

前項の申請書には、老人福祉法施行規則第三条第二項各号に掲げる書類及び法第四十八条第二項各号に掲げる基準によって当該申請を審査するために都道府県知事が必要と認める書類を添えなければならない。

**附　則**

この省令は、法の施行の日から施行する。

**○農林水産省令第四十八号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第三項の規定に基づき、森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する省令

森林病害虫等防除法施行規則(昭和二十五年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(被害が拡大するおそれがある場合)

**第三条の二**　法第七条の五第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合であつて、当該他の都道府県において被害が生じていない場合

二　法第三条第二項又は第三項の規定による命令(当該年度又はその前年度にされたものに限る。)の区域の存する都道府県が、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定又は変更しようとする場合

**附　則**

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第二十二条の施行の日(平成二十三年八月二日)から施行する。

**○経済産業省令第四十四号**

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行に伴い、及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月一日

経済産業大臣　海江田万里

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改め、同号を同条第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　機構法第十五条第一項第十四号に規定する総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十条及び第五十八条に規定する業務に関する事項

第十七条第二項中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改め、同条第三項中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改める。

**附　則**

この省令は、総合特別区域法の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

# 告示

**○総務省告示第三百七十号**

地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行に伴い、地方開発事業団の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額の算定の基準(平成二十年総務省告示第二百四十七号)は廃止する。

平成二十三年八月一日

総務大臣　片山　善博

**○総務省告示第三百七十一号**

地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行に伴い、及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成二十年総務省令第八号)第十条の規定に基づき、組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定の基準(平成二十年総務省告示第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月一日

総務大臣　片山　善博

題名中「又は地方開発事業団」を削る。

本文中「又は地方開発事業団(以下「組合等」という。)」を削り、本文第二号中「組合等」を「組合」に改める。

**附　則**

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。

**○法務省告示第三百七十四号**

富山市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年九月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、富山市役所又は富山地方法務局に照会すること。

平成二十三年八月一日

法務大臣　江田　五月

富山県富山市新屋三番地　力示　文雄

**○法務省告示第三百七十五号**

さいたま市浦和区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十三年八月一日

法務大臣　江田　五月

埼玉県浦和市大字領家三百六十八番地　佐藤　和吉